

事例番号:330141

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 16 週 性器出血および絨毛膜下血腫を認める

妊娠 18 週- 羊水過少を認める

妊娠 21 週- 胎児肺低形成の所見(心胸郭断面比の相対的拡大、ベル型胸郭)
を認める

妊娠 23 週 5 日- 羊水過少、絨毛膜下血腫、前期破水、慢性早剥羊水過少症候
群疑いのため管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 28 週 2 日

15:31 胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈、基線細変動を認める

20:01- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少、遅発一過性徐脈、変動
一過性徐脈を認める

20:30 陣痛開始

22:40- 胎児心拍数陣痛図で頻回に変動一過性徐脈を認める

妊娠 28 週 3 日

0:08 経膈分娩、骨盤位

胎児付属物所見：胎盤病理組織学検査で、絨毛膜羊膜に広範囲のヘモジダリン沈
着、絨毛膜下に広範囲の白色沈着物を認め、それに巻き込

まれた絨毛は壊死に至り小型の梗塞巣を認める

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:28 週 3 日
- (2) 出生時体重:900g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.25、BE -1.6mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ)、気管挿管
- (6) 診断等:

出生当日 呼吸窮迫症候群、肺低形成

生後 30 分の静脈血ガス分析および動脈血ガス分析で酸血症を認める

- (7) 頭部画像所見:

生後 11 ヶ月 頭部 CT で視床に信号異常、視床壊死を認め低酸素性虚血性脳症を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名、小児科医 3 名、麻酔科医 2 名
看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 28 週 2 日 15 時 31 分以降のいずれかの時点で生じた児の脳の低酸素や虚血が出生後まで持続したことにより、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 児の脳の低酸素や虚血の原因は、慢性胎盤早期剥離羊水過少症候群(CAOS)による臍帯血流障害と胎盤機能不全、および新生児呼吸不全の可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

- 1) 妊娠経過

- (1) 紹介元分娩機関での妊娠中の管理は一般的である。また、妊娠 18 週 2 日に羊水過少・絨毛膜下血腫の精査・治療目的のため当該分娩機関へ紹介したことも一般的である。
- (2) 当該分娩機関での妊娠中の管理(血液検査、超音波断層法施行、妊娠 23 週 5 日に羊水過少・絨毛膜下血腫・前期破水・慢性胎盤早期剥離羊水過少症候群疑いのため管理入院としたことおよび連日ノンストレス施行)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 28 週 2 日 20 時 30 分の陣痛開始後に看護スタッフが胎児心拍数陣痛図で基線細変動乏しく音刺激施行するも反応乏しいと判断し医師に報告したこと、その後分娩監視装置を連続装着したことは、いずれも一般的である。
- (2) 妊娠 28 週 2 日 20 時 30 分以降に音刺激に反応乏しいと判断され、21 時以降の胎児心拍数陣痛図上、基線細変動減少、遅発一過性徐脈、変動一過性徐脈を認める状況で、リトリン塩酸塩注射液を増量し経過観察としたことは一般的ではない。
- (3) 妊娠 28 週 2 日 22 時 50 分の診察で子宮口開大 3cm を認め、分娩が進行しているため、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定後、手術室にて脊椎麻酔後に子宮口全開大のため、骨盤位にて児を経膣分娩したことはやむを得ない。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。その後に当該分娩機関 NICU に入室したことも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

本事例は妊娠 28 週ではあるが、胎児心拍数陣痛図の判読と対応を、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して習熟することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。